

供給条件の概要

1. 離島供給約款

離島のお客さまに対する供給条件を定めたもので、一般送配電事業者が、サービス区域内の他の地域（本土）における供給条件を参考に設定します。

今回届け出た「離島供給約款」で設定している料金メニューは以下のとおりです。
なお、「離島供給約款」の設定に伴うお客さまの手続きは不要です。

【今回届け出た「離島供給約款」で設定している料金メニュー】

低圧 【供給約款の料金メニュー】 定額電灯、従量電灯A・B、臨時電灯A・B・C、公衆街路灯A・B・C、 低圧電力、臨時電力、農事用電力A・B・C 【選択約款の料金メニュー】 時間帯別電灯、ファミリータイム〔プランI〕〔プランII〕、電灯ピークシフトプラン、 低圧高負荷契約、低圧季節別時間帯別電力、深夜電力A・B、第2深夜電力、 融雪用電力、口座振替割引契約、料金前払契約、低圧蓄熱調整契約
高圧 【電気契約要綱の料金メニュー】 業務用電力、業務用TOU、高圧電力A・B、高圧TOUA・B、 臨時電力、自家発補給電力A・B、予備電力 【選択要綱の料金メニュー】 業務用高負荷率電力、業務用高負荷率TOU、業務用ウィークエンド、 高圧高負荷率電力A・B、高圧高負荷率TOUA・B、高圧ウィークエンドA・B、 農事用電力A、業務用蓄熱調整契約、業務用電化厨房契約、業務用総合電化契約、 産業用蓄熱調整契約

※現時点では、特別高圧で電気の供給を受けるお客さまが離島に存在しないため、今回届け出た「離島供給約款」では、低圧または高圧で電気の供給を受ける場合の供給条件を規定しています。

2. 電気最終保障供給約款

高圧または特別高圧で電気の供給を受ける本土のお客さま*が、どの小売電気事業者からも電気の供給を受けることができない場合に、一般送配電事業者が最終的に電気の供給を保障する際の供給条件を定めたものです。

今回届け出た「電気最終保障供給約款」の料金は、現行の「電気最終保障約款」の料金から変更ありません。

※低圧で電気の供給を受ける本土のお客さまは「特定小売供給約款（現行の「電気供給約款」が特定小売供給約款とみなされます）により最終保障供給が行われます。また、離島のお客さまは「離島供給約款」により最終保障供給が行われます。